**大阪市浪速区役所と株式会社産業経済新聞社大阪本社との**

**包括連携に関する協定書**

大阪市浪速区役所（以下、「甲」という。）と株式会社産業経済新聞社大阪本社（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

 （目的）

第1条　この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の課題解決と

浪速区の活性化と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

（１）教育・人材育成に関すること

（２）情報発信に関すること

（３）安全・安心に関すること

（４）子ども・福祉に関すること

（５）地域活性化に関すること

（６）地域コミュニティに関すること

（７）災害対策に関すること

（８）その他本協定の目的に沿うこと

（連携期間）

第3条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

2　甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第4条　この協定に定めるもののほか、連携、協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲と乙協議のうえ別途定めるものとする。

（協定の範囲）

第5条　甲及び乙は、本協定の終結により、報道機関としての乙による甲への取材、報道、それらに付随する活動に一切の制限が生じないこと及び甲による乙への優先的な取扱いがないことを相互に確認する。

（守秘義務）

第6条　甲と乙は、この協定で知り得た情報や個人のプライバシーに関する事項については、その取扱いに十分留意するとともに、同意なく第三者への提供を行ってはならない。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自

1通を保有するものとする。

令和6年6月17日

甲　　大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

大阪市浪速区長　　　　【自署】

　　　　　　　　　　　乙　　大阪市浪速区湊町2丁目1番57号

　　　　　　　　　　　　　　株式会社産業経済新聞社大阪本社

取締役大阪代表　　　　【自署】